



鳥取県公報

令和元年6月7日（金）
第9108号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類（61）（税務課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（62）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 4
	生活保護法による指定介護機関の再開の届出（63）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	指定自立支援医療機関の変更の届出（64）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 4
	コキンバイ保護管理事業計画の認定（65）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 4
	コキンバイ保護管理事業計画の認定の取消し（66）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	物品売払代金の徴収事務の委託（67）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（2）・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（原子力安全対策課）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第61号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第211条第1項に規定する関係書類を次のように定め、令和元年6月7日から施行する。

平成20年鳥取県告示第448号（鳥取県税条例第211条第1項に規定する関係書類について）は、令和元年6月6日限り廃止する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（表面）

狩 猟 税 納 付 書

年 月 日

部県税事務所長 様

下記のとおり納付します。

納税義務者 住 所

氏 名

狩猟者登録番号							
狩猟免許の種類（登録を受ける免許を○で囲んでください。）	第一種銃猟免許 ・ 網猟免許 ・ わな猟免許 ・ 第二種銃猟免許						
狩猟者の登録の区分（該当する場合は番号を○で囲んでください。）	1 対象鳥獣捕獲員 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 3 許可捕獲等の実施者（登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者） 4 許可捕獲等の従事者（登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者）						
免許の種類	税 率 適 用 区 分			税 額 （ 円 ） （該当する金額を○で囲んでください。）			
				狩猟者の登録の区分			
				1・2	3・4	左以外	
第 一 種 銃 猟	1号	（1） 県民税の所得割額の納付を要する者 （2） 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）			課税	8,200	16,500
	2号 ※	1号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」（裏面）の証明があるもの			免除	5,500	11,000
網 猟 又 は わ な 猟	3号	（1） 県民税の所得割額の納付を要する者 （2） 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）			免除	4,100	8,200
	4号 ※	3号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」（裏面）の証明があるもの			免除	2,700	5,500

第 二 種 銃 猟	5 号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		2,700	5,500
--------------	-----	-----------------------	--	-------	-------

備考

- 1 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の1の額となります。
- 2 放鳥獣猟区のみ登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の3の額となります。
- 3 税率適用区分の2号又は4号の適用を受ける場合は、裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。

(裏面)

狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書			
住 所			
氏 名			
上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、			
1 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの			
2 農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの			
3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの			
であることを証明します。			
年 月 日	市 町 村 長	印	

鳥 取 県 収 入 証 紙 貼 付 欄	

鳥取県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	通所介護	平成31年4月28日

鳥取県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	通所介護	令和元年5月6日

鳥取県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目102-1	アイン薬局湖山店	鳥取市湖山町北二丁目557	精神通院医療	令和元年5月1日

鳥取県告示第65号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うコキンバイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県コキンバイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
八頭郡若桜町大字赤松660
氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
 - (2) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取による生育地の保全・管理
 - (3) 登山者の侵入を防止するための措置
 - (4) 生育地における盗採取防止のための巡視活動
- 3 認定年月日 令和元年5月29日

鳥取県告示第66号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第26条第3項の規定に基づき、県以外の者が行う保護管理事業の計画が保護管理事業計画に適合している旨の認定を取り消したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行っていた者の住所及び氏名
八頭郡若桜町大字赤松660
特定非営利活動法人氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
 - (2) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取による生育地の保全・管理
 - (3) 登山者の侵入を防止するための措置
 - (4) 生育地における盗採取防止のための普及啓発活動及び巡視活動
- 3 認定年月日 平成21年6月30日
- 4 認定取消事由 1の者が解散し、認定を受けた保護管理事業が廃止されたと認めるため
- 5 認定取消年月日 令和元年5月29日

鳥取県告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
石谷林業株式会社智頭支店
株式会社米子木材市場
- 2 委託期間
令和元年5月8日から令和2年3月31日まで

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万

を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和元年6月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,743
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	47,365
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	145,607
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,193
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,956
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,230
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,565
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,330
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,928
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,654
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,821
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,206

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県環境放射線モニタリングシステム副監視局設置・保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

副監視局設置業務：契約締結の日から令和2年3月31日まで

副監視局保守業務：令和2年4月1日から令和10年3月31日まで（96か月間）

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、(1)の調達に係る必要な経費の総額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいたため、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の税率は10パーセントとして見積もること。

ただし、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則とし

て改正内容に応じて変更する。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年6月13日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (6) 当該業務は、既存の鳥取県環境放射線モニタリングシステムとの冗長化であり、アルファ線、ベータ線、ガンマ線及び様々な放射性核種濃度に関する知識並びに国、他県等と連携してデータを送受信することの理解が必須であるため、そのような知識を有する者として、国、自治体又は国内の電力事業者における環境放射線監視に係るシステム設計・開発、改修又は更新の業務を平成23年度以降に履行した者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

4 入札手続等

- (1) 事前提出物、入札書及び見積書の提出先並びに問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7854

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付方法

令和元年6月7日（金）から同年7月4日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=5179>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年6月7日（金）から同年7月4日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から

午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 開札日時及び場所

ア 開札日時

令和元年7月19日（金）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（木）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」又は「第6回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和元年6月28日（金）正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、

その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本事業は原子力規制庁の放射線監視等交付金を活用するものであり、交付金が採択されなかった場合は、本件公告を取り下げる場合がある。また、交付金の交付決定が開札日後となる場合には、交付決定されたときに落札者の決定を行うこととする。

8 Summary

- (1) Service to be procured : Construction and maintenance of environment radiation monitoring sub-system
- (2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : noon, 28, June, 2019
- (3) Time limit for the submission of tenders : 1:00PM, 19, July, 2019
Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 18, July, 2019
- (4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Tottori Prefectural Government
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan. Tel. 0857-26-7854